

特別養護老人ホーム 和の郷
指定（介護予防）短期入所生活介護重要事項説明書

令和 8 年 9 月改定

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(群馬県指定 第1073100271号)

当事業所はご契約者に対して指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目 次◆◇

1. 事業者	3
2. 事業所の概要	3
3. 居室等の概要	3
4. 職員の配置状況	4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
6. 苦情の受付について	8
7. 重要事項説明・同意・交付	9
＜重要事項説明書付属文書＞	10

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 新橋会
(2) 法人所在地 群馬県邑楽郡明和町南大島 2 5 3 - 1
(3) 電話番号 0 2 7 6 - 9 1 - 3 0 1 1
(4) 代表者氏名 理事長 朝本 豪人
(5) 設立年月 平成 1 3 年 2 月 2 6 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成 1 4 年 2 月 1 日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成 1 8 年 4 月 1 日指定
群馬県第 1 0 7 3 1 0 0 2 7 1 号
※当事業所は特別養護老人ホーム和の郷に併設されています。
- (2) 事業所の目的 この事業は在宅にて介護（予防）の必要な方を事業所にて一時お預かりし、介護者に代わり介護（予防）サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム和の郷
- (4) 事業所の所在地 群馬県邑楽郡明和町南大島 2 5 3 - 1
- (5) 電話番号 0 2 7 6 - 9 1 - 3 0 1 1
- (6) 事業所長（管理者） 施設長 朝本 明美
- (7) 当事業所の運営方針 安心してやすらぎのある生活を送っていただくようサービスの充実に努めます。
- (8) 開設年月 平成 1 4 年 2 月 1 日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

- (10) 利用定員 5 人
- (11) 通常の事業実施地域 明和町、館林市、板倉町、千代田町、大泉町及び邑楽町

3. 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として個室ですが、併設される介護老人福祉施設の状況によっては、2 人部屋または 4 人部屋等のご利用になる場合があります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（ショート専用）	5 室	従来型個室
個室（特養）	6 室	従来型個室（併設施設に空きがある場合）
2 人部屋	4 室	多床室（併設施設に空きがある場合）
4 人部屋	1 4 室	多床室（併設施設に空きがある場合）
合 計	2 9 室	

食堂	2 室	
機能訓練室	1 室	[主な設置機器] 歩行訓練用階段 姿勢矯正鏡等
浴室	2 室	機械浴・特殊浴槽・個浴
医務室	1 室	

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆個室（ショート専用）には、トイレ、洗面台が設置されています。

ご自由にお使いください。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。全ての職員は併設する介護老人福祉施設の職員が兼務しています。

〈運営規程で定める主な職員の定数〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	定数
1. 事業所長（管理者）	1 名
2. 介護職員	2 5 名
3. 生活相談員	1 名
4. 看護職員	3 名
5. 機能訓練指導員	1 名
6. 介護支援専門員	1 名
7. 医師	1 名
8. 管理栄養士（栄養士）	1 名

※必要に応じて定数を超えて、またはその他の職員を置くこととしています。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤 務 体 制
1. 医師	定期的に来所 (診療日時は変更となる場合があります。)

2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 7：30～16：30 日勤： 8：30～17：30 遅番：10：15～19：15 夜間：16：15～10：15
3. 看護職員	標準的な勤務体制 8：00～18：00（フレックス） 夜間等はオンコール体制
4. 機能訓練指導員	看護職員が兼務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

介護保険負担割合証に記載された利用者負担割合（1割・2割又は3割）に応じた自己負担額となります。

<サービスの概要>

① 居室の提供

・原則として、ショートステイ専用の個室をご利用いただきます。個室に空きがない場合は、併設する特別養護老人ホームの多床室（2～4人部屋）に空きがあり、ご契約者の同意を得たときに、その居室をご利用いただく場合があります。

② 食事

・当事業所では、管理栄養士（栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：17：30～

③入浴

・入浴又は清拭を週2回以上行います。

・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥送迎サービス

・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただくかご家族送迎でお願い致します。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第7条参照）

別紙料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室に係る自己負担額、食事にかかる自己負担額の合計金額をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度・要支援度に応じて異なります。）

☆当施設の利用にかかる費用として、利用料金の他に別紙の料金（介護保険から給付される費用の一部）が加算されます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅介護（予防）計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆短期入所の利用限度日数を超える場合も、サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載されている負担限度額とします。

☆提供いたしました食事の費用は、お召し上がりの有無に係らずご負担頂きます。

（2）（1）以外のサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪

2ヶ月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：カット 2,200 円 顔剃 1,000 円 カット＋顔剃 2,500 円

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

クラブ活動

書道、生け花を月1回行っています。参加者に関しては、材料費をいただいております。

④複写物の交付時の費用実費

・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 20円

・施設利用料の領収書を紛失してしまった場合、再発行時の費用負担は実費となります。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金支払

イ．下記指定口座への振り込み

群馬銀行 明和支店 普通預金 0119030

ウ．金融機関口座からの群馬銀行

※その他の銀行、農協、郵便局などの金融機関をご利用の際はご相談ください。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第 8 条参照）

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10%並びに 滞在費及び食費相当額

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. 苦情の受付について（契約書第 2 1 条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 : 生活相談員
- 苦情解決責任者 : 施設長
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日
 8：30～17：30
- 電話番号 : 0276-91-3011

また、苦情受付ボックスを受付前に設置しています。

（２）行政機関その他苦情受付機関

明和町役場 保健福祉課	所在地	明和町新里 2 5 0－1
	電話番号	0 2 7 6－8 4－3 1 1 1 （代表）
	受付時間	8：30～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地	前橋市元総社町 3 3 5－8
	電話番号	0 2 7－2 9 0－1 3 2 3
	受付時間	9：00～17：00
群馬県社会福祉協議会	所在地	前橋市新前橋町 1 3－1 2
	電話番号	0 2 7－2 5 5－6 1 7 3
	受付時間	9：00～17：00

事業者は、利用者本人及び家族等に本重要事項説明書の内容を説明し、本書を交付しました。
利用者本人のサービス提供開始についての同意を確認しました。

令和 年 月 日

【事業者】

所在地 〒370-0701 群馬県邑楽郡明和町南大島 253 番地 1

事業者名 社会福祉法人 新橋会

代表者 理事長 朝本 豪人

事業所名 特別養護老人ホーム和の郷

説明者氏名 生活相談員

【利用者本人】

住所 〒

氏名（自署）

※上の氏名欄には利用者本人の氏名を記入してください。

【家族による代筆】

私は、利用者本人の意思を確認し、本人の依頼により、上記の利用者氏名を代筆しました。
また、重要事項の説明を受け、本書の交付を受けて、本人がサービス提供開始に同意したことを確認しました。

代筆理由

住所 〒

氏名（自署）

本人との関係

電話番号

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 125 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 4,845.05 m²
- (3) 事業所の周辺環境

明和町のほぼ中心の田園に囲まれた静かな環境です。近くに中学校と高校があり学生のボランティア活動の場としても利用されています。

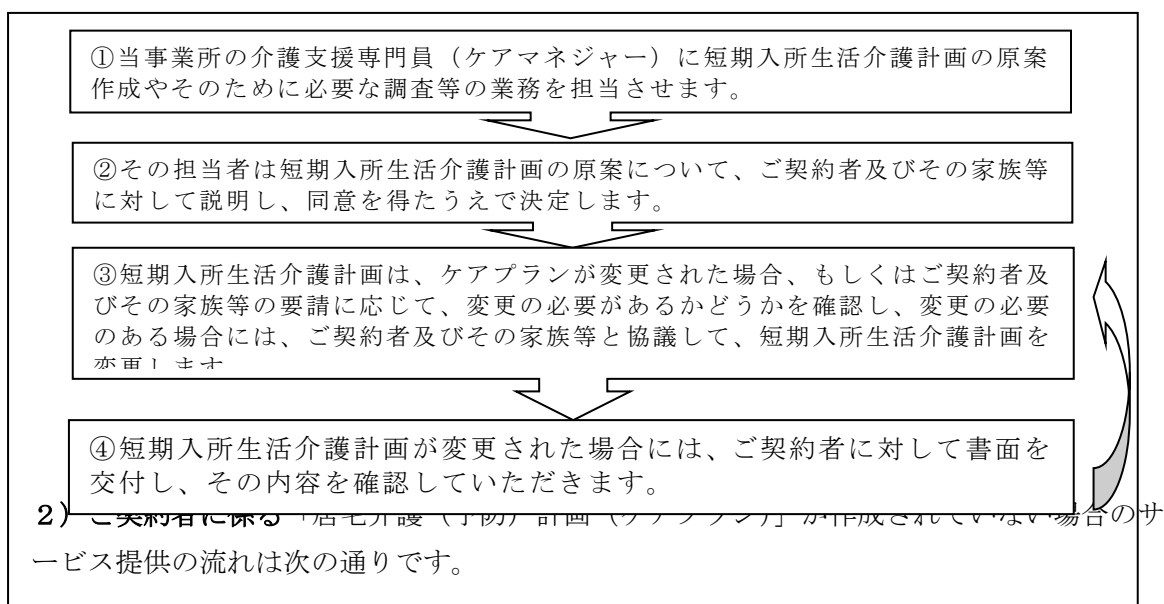
2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

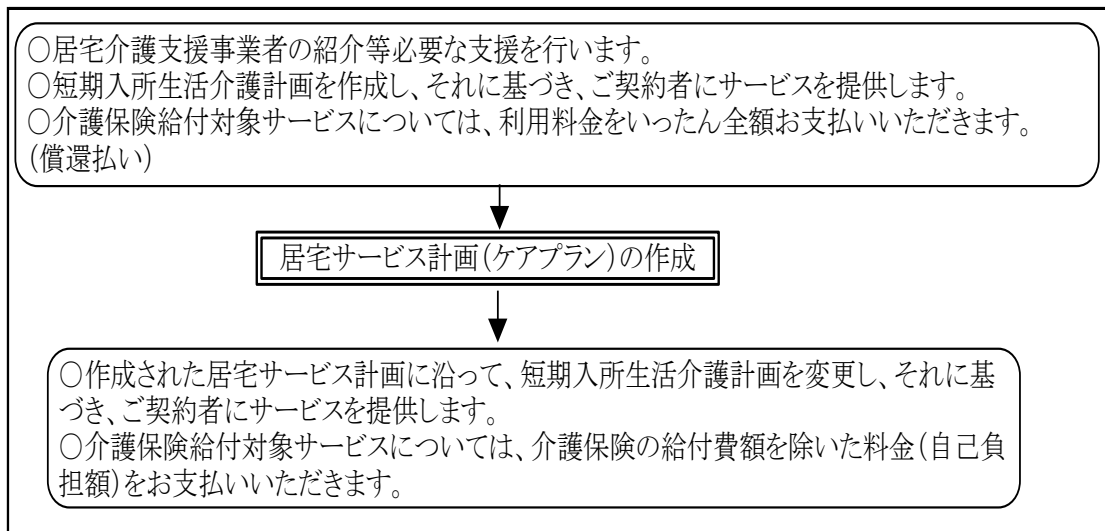
職種	主な業務・配置
介護職員	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。
生活相談員	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。
看護職員	主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。常勤換算で3名以上の看護職員を配置しています。
介護支援専門員	ご契約者に係る（介護予防）短期入所生活介護計画（ケアプラン）を作成します。1名以上の介護支援専門員を配置しています。
機能訓練指導員	ご契約者の機能訓練を担当します。看護職員が兼務しています。
医師	ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の医師を配置しています。
管理栄養士	ご契約者の栄養状態や食事の摂取状態を把握し、栄養ケアの計画を立案・改善します。1名以上の管理栄養士を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

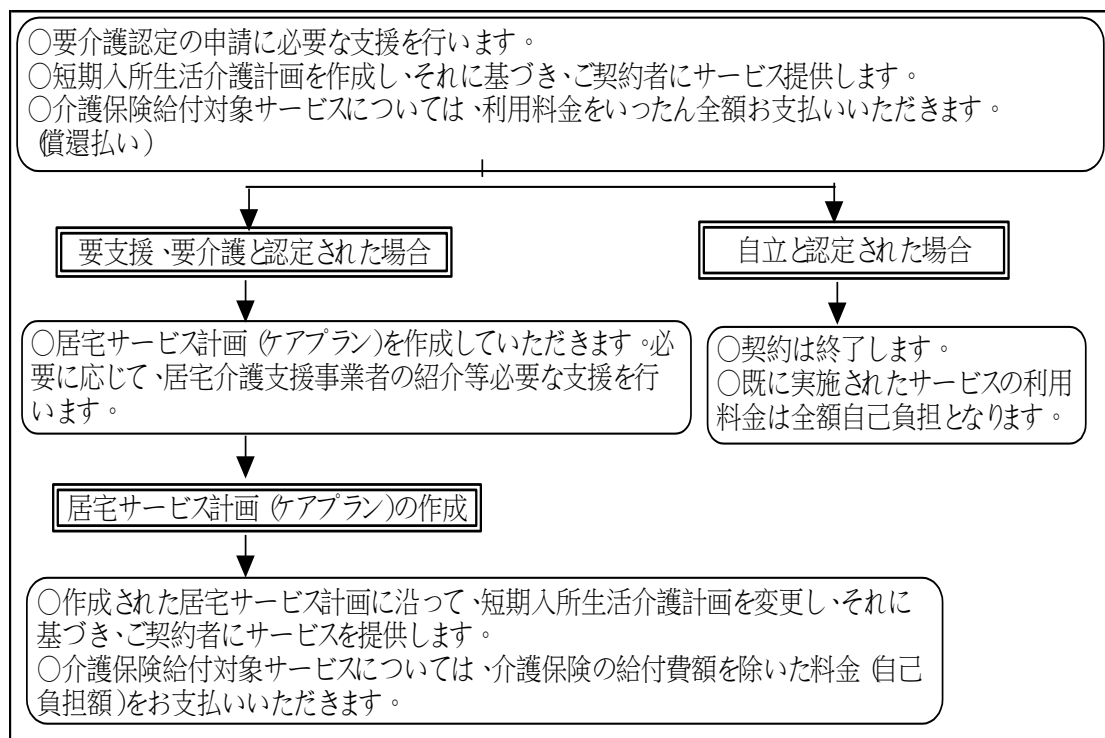
(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅介護（予防）計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「（介護予防）短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、**5年間保管**するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

利用にあたり、火気を使用する物品は原則として持ち込むことができません。

現金・貴重品等は自己管理ができる範囲にて持込可能です。ただし、紛失・損耗等に対する責任を施設は負いかねます。

（2）施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

故意又は重大な過失により、施設又は設備を壊したり汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	医療法人海宝会 明和セントラル病院
所在地	邑楽郡明和町中谷 3 3 1-1
診療科	内科 外科 胃腸科 肛門科 消化器外科 消化器内科

協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人あかぎ 太田デンタルクリニック
所在地	太田市東別所町 1 3 5-1
診療科	歯科口腔外科 予防歯科 小児歯科 訪問歯科等

6. 損害賠償について (契約書第 13 条、第 14 条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までですが契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には当事業所との契約は終了します。

(契約書第 16 条参照)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が死亡した場合② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合 |
|---|

- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第１７条、第１８条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅介護（予防）計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第１９条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④契約者又はその家族等が、事業者又はその従業者に対して、暴力、暴言、威圧的言動、性的言動その他の著しい迷惑行為を行い、事業者が改善を求めたにもかかわらず改善がみられず、本契約を継続することが困難な重大な事情が生じた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第１６条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。